

第二次田原市自殺対策計画

令和7年3月



— 目 次 —

第1章 計画策定について	1
1 計画策定の背景	2
2 計画の位置づけ	2
3 計画の期間	2
4 基本理念	3
5 計画の目標	4
6 計画の推進体制	4
7 計画の進行管理	4
 第2章 田原市の自殺の状況	 5
1 田原市の自殺の状況	6
2 男女・年齢別の状況	7
3 田原市の主な自殺の特徴	8
4 高齢者の状況	8
5 有職者・無職者の状況	9
6 子ども・若者の状況	10
7 自殺未遂歴の状況	10
 第3章 自殺対策としての取組	 11
1 施策の体系	12
2 施策	13
 参考資料	 19
用語集	20

第 1 章 計画策定について

1 計画策定の背景

わが国では、平成10年に自殺者数が急増して以来、年間3万から3万5千人の水準で推移してきたため、平成18年に自殺対策基本法が制定され、平成19年6月には方針として自殺総合対策大綱が策定されました。その後、自殺者数は減少傾向にありましたが、近年は再び増加傾向にあり、令和4年には新たな自殺総合対策大綱が閣議決定され、全国的な自殺対策が推進されています。

自殺はこれまで個人の問題として捉えられていましたが、うつ病や借金などだけでなく、過労・失業・介護疲れ・育児・いじめ・虐待・社会的孤立など個人の問題を越えた社会的要因がその背景にあることから、社会の問題として取り組むべき課題です。

こうしたことから、本市では令和2年3月に田原市自殺対策計画を策定し、関係機関との連携や相談体制の強化を図りながら自殺対策を推進してきました。

この計画は、自殺総合対策大綱や社会情勢、自殺者の現状を踏まえ、本市の自殺対策を推進するため、「第二次田原市自殺対策計画」として策定し、新たな自殺対策の指針とするものです。

2 計画の位置づけ

本計画は、自殺対策基本法第十三条（都道府県自殺対策計画等）に基づき策定されるものであり、自殺総合対策大綱の趣旨を踏まえ、本市の状況に応じた施策を策定します。

また、本市の健康たはら21計画の関連計画と位置づけ、整合を図ります。

3 計画の期間

計画期間は、健康たはら21計画の中間評価時期に合わせた令和7年度から令和12年度までの6年間とします

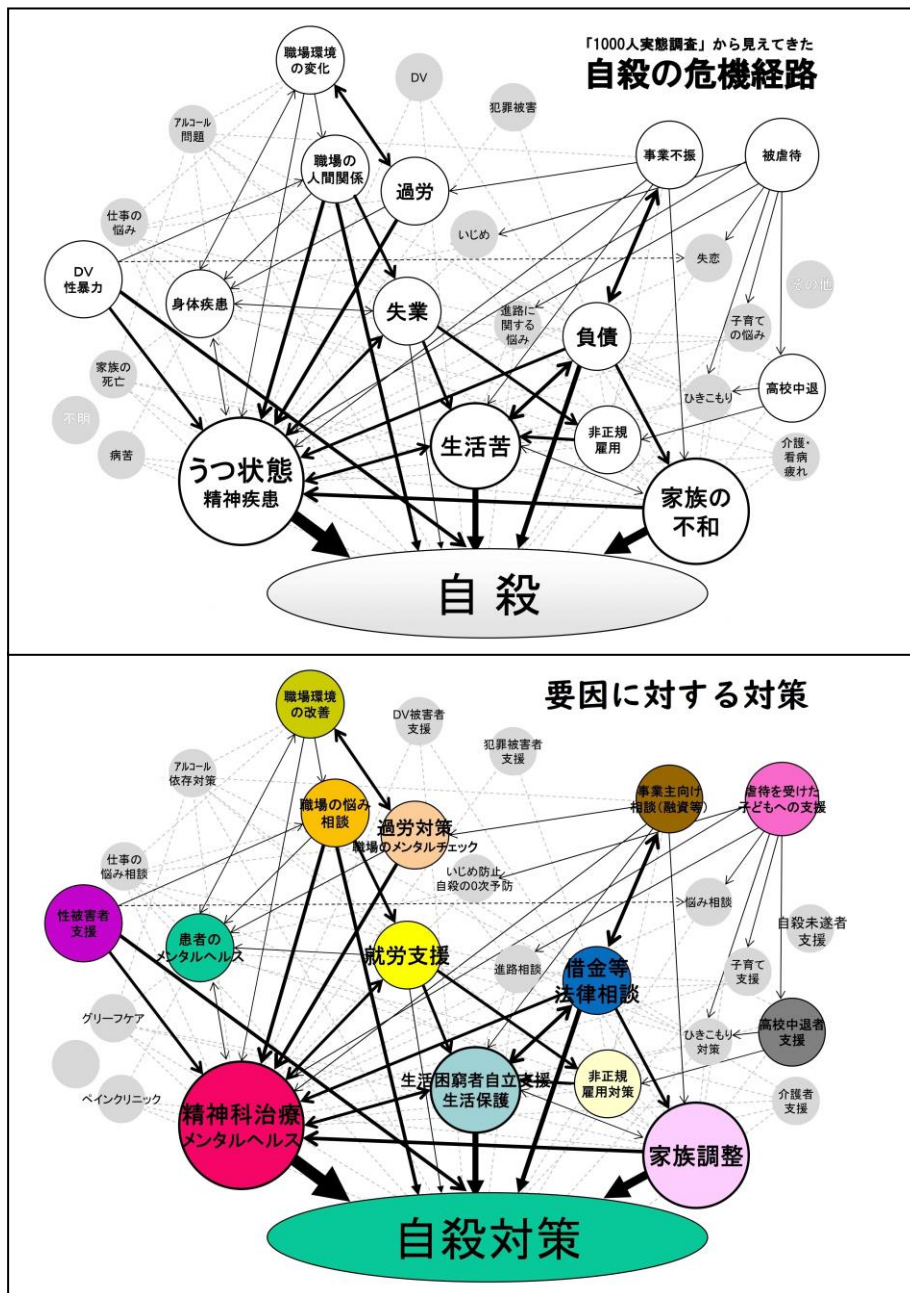
R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12
田原市自殺対策計画					第二次田原市自殺対策計画					
第3期愛知県自殺対策推進計画			第4期愛知県自殺対策推進計画							
自殺総合対策大綱		自殺総合対策大綱								

4 基本理念

『誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指す』

自殺対策は、社会における「生きることの阻害要因」を減らし、「生きることの促進要因」を増やすことを通じて、社会全体の自殺リスクを低下させる

国の自殺総合対策大綱で示しているこの基本理念を基に、本市においても自殺対策を推進していきます。



引用：地域自殺対策推進センター 自殺総合対策概論

5 計画の目標

『田原市の自殺者が一人でも少なくなることを目指します』

令和12年までに自殺死亡率※を13.0以下（自殺者数目安7人以下）

※人口10万人あたりの年間自殺者数

国の新たな自殺総合対策大綱では、数値目標を「令和8年までに、自殺死亡率を平成27年と比べて30%以上減少させること（自殺死亡率13.0以下）」と定めていることを踏まえ、本市においても事業効果確認の意図を含め数値目標を設定します。

6 計画の推進体制

本計画の推進にあたっては、田原市が主体となりながら、広く市民や関係者などの協力を得て、それぞれの役割分担の下で、一体となって対応していくことが重要です。

田原市の自殺対策推進責任者は福祉部長が務め、地域福祉課が自殺対策を所管し、愛知県豊川保健所の助言や情報提供を受けながら推進します。

7 計画の進行管理

計画の進行管理はPDCAサイクルにより行い、既存の各種協議会等を活用し、随時施策の進捗状況を把握、評価していきます。なお、効果を検証していく上で見直しを要する取組があった場合は随時修正を行い、計画を推進していきます。

第 2 章 田原市の自殺の状況

1 田原市の自殺の状況

本市の令和5年の自殺者数は12人となっています。平成29年頃から減少していましたが、令和4年には10人を上回っており、平成27年以降、交通死亡事故者数より多いことがわかります。

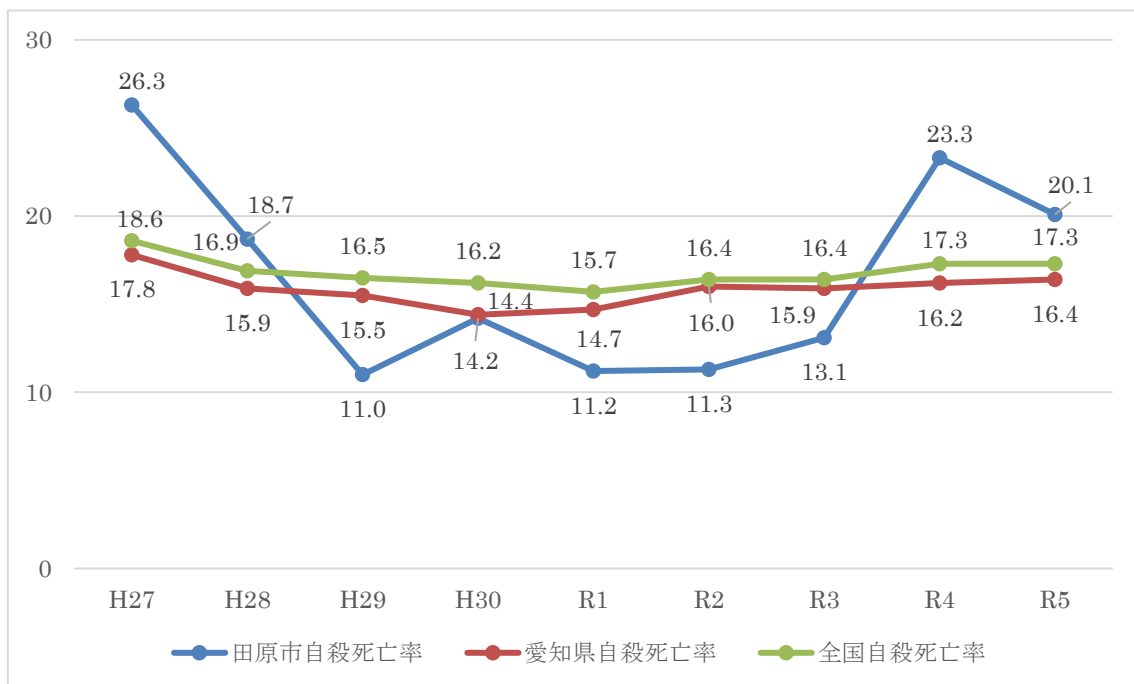
▼自殺死亡者数の年次推移（交通死亡事故者数との比較）

田原市	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
自殺者数	17	12	7	9	7	7	8	14	12
交通事故死者数	4	3	2	5	0	3	2	1	3

資料：自殺統計、田原市交通事故統計

本市の自殺死亡率は、平成29年から全国平均および愛知県平均を下回っていましたが、令和4年以降再び上回って高い状態となっています。

▼自殺死亡率の年次推移（全国・愛知県との比較）



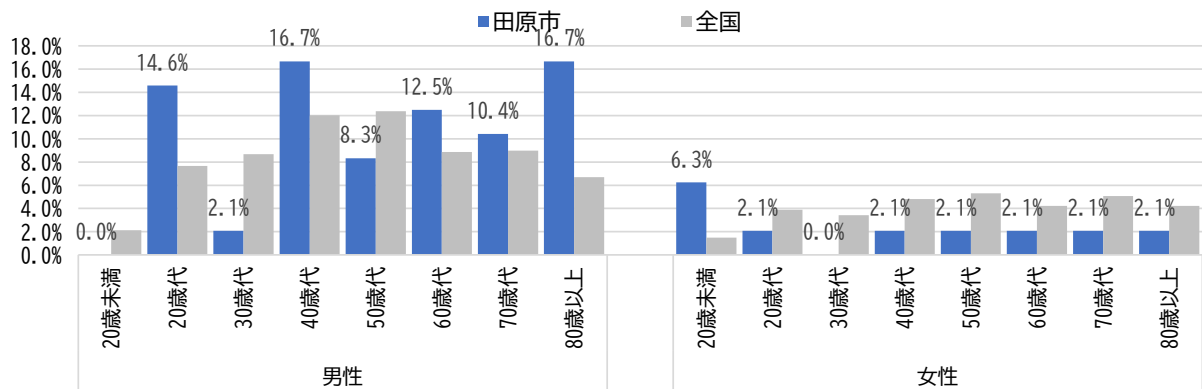
資料：自殺統計

※自殺死亡率とは人口10万人あたり自殺者数

2 男女・年齢別の状況

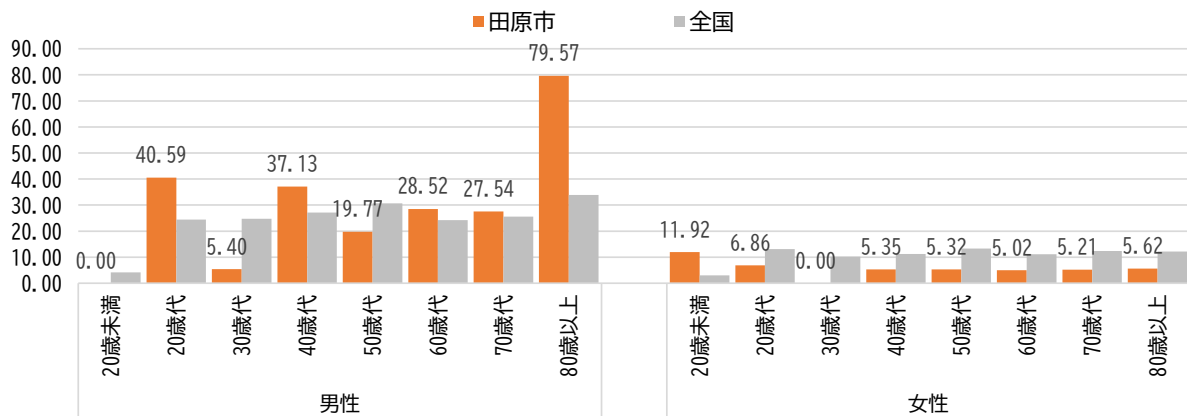
田原市の性・年代別の自殺者の割合は、20歳代男性、40歳代男性、80歳以上男性が多いことが分ります。

▼性・年代別の自殺者数の割合



性・年代別の令和元年～令和5年までの平均自殺死亡率では、男性は20歳代、40歳代、60歳代、70歳代、80歳以上、女性は20歳未満で全国より高い状況です。

▼性・年代別の平均自殺死亡率



※自殺死亡率とは人口10万人あたり自殺者数

3 田原市の自殺の特徴

国から示された「地域の自殺の特徴（地域自殺実態プロファイル 2024）」では、「男性」、「同居」が多い状況です。

上位5区分	自殺者数 5年計	自殺死亡率	背景にある主な自殺の危機経路※
1位: <u>男性</u> 60歳以上無職 <u>同居</u>	8人	46.6	失業（退職）→生活苦＋介護の悩み（疲れ）＋身体疾患→自殺
2位: <u>男性</u> 60歳以上有職 <u>同居</u>	7人	28.3	①【労働者】身体疾患＋介護疲れ→アルコール依存→うつ状態→自殺／ ②【自営業者】事業不振→借金＋介護疲れ→うつ状態→自殺
3位: <u>男性</u> 40～59歳有職 <u>同居</u>	5人	15.3	配置転換→過労→職場の人間関係の悩み＋仕事の失敗→うつ状態→自殺
4位: <u>男性</u> 40～59歳無職独居	3人	875.0	失業→生活苦→借金→うつ状態→自殺
5位: <u>男性</u> 20～39歳無職独居	3人	135.6	①【30代その他無職】ひきこもり＋家族間の不和→孤立→自殺／②【20代学生】就職失敗→将来悲観→うつ状態→自殺

※自殺死亡率とは人口10万人あたりの自殺者数

※「背景にある主な自殺の危機経路」は、自殺者の特性別に見て代表的と考えられる経路の一例を記載

4 高齢者の状況

本市では、令和元年から令和5年までの自殺者数のうち60歳以上の高齢者は22人で45%を占めています。内訳から、「同居の60歳代」、「同居の80歳以上」の割合が高いのが分かります。

▼60歳以上の自殺者の内訳（令和元年～令和5年）

性別	年齢階級	田原市				全国割合	
		同居	独居	同居	独居	同居	独居
男性	60歳代	<u>5</u>	1	<u>22.7%</u>	4.5%	13.1%	10.2%
	70歳代	3	2	13.6%	9.1%	14.8%	8.8%
	80歳以上	<u>7</u>	1	<u>31.8%</u>	4.5%	12.2%	5.4%
女性	60歳代	1	0	4.5%	0.0%	8.2%	2.9%
	70歳代	1	0	4.5%	0.0%	8.9%	4.4%
	80歳以上	0	1	0.0%	4.5%	6.8%	4.3%
合計		22人		100%		100%	

出典：警察庁「自殺統計」特別集計

5 有職者・無職者の状況

本市では、20歳～39歳代男性の有職者、40歳～59歳代男性の有職者、60歳以上男性の有職者、40歳～59歳代男性の無職者、60歳以上男性の無職者の自殺死亡率が全国平均より高い状況です。また、有職者全体のうち6割は被雇用者となっています。

▼自殺の内訳（令和元年～令和5年）

職業	自殺者数	自殺死亡率	自殺死亡率（全国）
<u>男性</u> 20～39歳 <u>有職</u>	5人	<u>24.4</u>	22.3
<u>男性</u> 40～59歳 <u>有職</u>	8人	<u>38.1</u>	27.7
<u>男性</u> 60歳以上 <u>有職</u>	9人	<u>61.0</u>	22.5
女性 20～39歳 有職	0人	0	10.4
女性 40～59歳 有職	2人	4.7	10.1
女性 60歳以上 有職	0人	0	7.2
男性 20～39歳 無職	3人	67.8	70.4
<u>男性</u> 40～59歳 <u>無職</u>	4人	<u>468.9</u>	166.0
<u>男性</u> 60歳以上 <u>無職</u>	10人	<u>63.1</u>	55.6
女性 20～39歳 無職	1人	5.9	26.9
女性 40～59歳 無職	0人	0	30.4
女性 60歳以上 無職	3人	16.1	16.3

資料：自殺統計

※自殺死亡率とは人口10万人あたり自殺者数

▼有職者の自殺の内訳（平成29年～令和3年）※令和4年以降は統計方法変更のため情報なし

職業	田原市割合	全国割合
自営業・家族従業者	38.1%	17.5%
被雇用者・勤め人	61.9%	82.5%
合計	100%	100%

資料：自殺統計

6 子ども・若者の状況

本市では、20歳未満の自殺死亡率は、平成26年から平成30年の合計は全国より低い状況でしたが、令和元年から令和5年の合計では全国より高い状況です。

▼20歳未満の自殺者の合計の比較

	田原市		全国自殺死亡率
	自殺者数	自殺死亡率	
R1～R5	3人	5.71	3.60
H26～H30	0人	0	2.47

資料：自殺統計

※自殺死亡率とは人口10万人あたりの自殺者数

7 自殺未遂歴の状況

本市では、令和元年から令和5年までの自殺者のうち、自殺未遂歴のあった人の割合は10.40%になっています。全国に比べ自殺未遂者の占める割合は低い一方、自殺未遂歴のない人の占める割合が高い状況です。

▼自殺者における未遂歴の総数（令和元年～令和5年）

未遂歴	田原市		全国割合
	自殺者数	割合	
あり	5人	10.40%	19.50%
なし	33人	68.80%	62.90%
不詳	10人	20.80%	17.60%
合計	48人	100%	100%

資料：自殺統計

第3章 自殺対策としての取組

1 施策の体系

施策の方針

『悩んでいる市民が支援につながれる環境整備』

①関係機関との協力体制の構築

《取組》 庁内連携体制の強化【困窮】

《取組》 外部機関との庁内連携体制の強化【困窮】【子ども】

②気づき、支援へつながられる人材の育成

《取組》 支援へつながられる人材育成【子ども】

③正しい知識の普及啓発と相談機関等の周知

《取組》 相談窓口等の周知【勤務】【高齢者】【子ども】

《取組》 正しい知識の普及啓発

『より生きやすくなれる支援と環境づくり』

④悩みごとを軽減できる支援

《取組》 相談支援体制の充実【勤務】【困窮】【子ども】

《取組》 リスク要因のある人への支援【勤務】【困窮】【高齢者】【子ども】

⑤生きることを促進させる取組

《取組》 学びの機会や居場所づくり、生きることを促進させる制度など【勤務】【高齢者】【子ども】

国の示す基本施策、重点施策を基に、田原市の自殺者の傾向から施策方針を策定

※【 】は重点分野

田原市の自殺者の傾向

- ・20～50代の男性の自殺死亡率が高く、被雇用者が8割以上【勤務】
- ・無職の40～50代の男性の自殺死亡率が高い【困窮】
- ・80代以上の高齢者の自殺死亡率が高く、同居が7割【高齢者】
- ・20歳未満の自殺者数や自殺未遂が増加傾向【子ども】

国の示す重点施策

- ・勤務・経営対策
- ・高齢者対策
- ・生活困窮対策

自殺予防

国の示す基本施策

- ・地域におけるネットワークの強化
- ・自殺対策を支える人材の育成
- ・住民への啓発と周知
- ・生きることへの促進要因への支援
- ・児童生徒のSOSの出し方に関する教育

自殺防止

自死遺族支援

2 施策

① 関係機関との協力体制の構築

【取組】庁内連携体制の強化

◎庁内関係部署間の連携を強化し、支援体制の強化を図ります。

区分	事業名【重点分野】	取組内容	実施主体	行動目標
	庁内推進体制の強化	庁内の関係部署で取り組まれる自殺対策計画の進捗管理および課題の把握と共有を行います。また、関係部署へ研修等の情報共有を行います。	地域福祉課	継続実施
強化	相談支援体制の連携強化	相談を受ける中で必要な支援へ適切につなげるように、必要に応じて部署間で情報共有し複合的な対応ができるよう連携体制の強化を図ります。	地域福祉課 高齢福祉課 健康課 子育て支援課 親子交流館 学校教育課 生涯学習課	実施
強化	小中学校の連携体制の強化【子ども】	小中学校が関係機関と連携して対応できる体制を構築するために、小中学校へケース対応体制を周知します。	学校教育課	毎年度実施
新規	困窮者相談支援庁内連携体制の構築【困窮】	滞納相談や住まい探し相談、営農相談などから、生活困窮や困りごとを把握し、田原市社会福祉協議会の困窮支援や就労支援などへつなぎます。	収納課 建築課 水道課 営農支援課	相談・聞き取りの中で実施
新規	自殺未遂者支援庁内連携体制の構築	自殺未遂者について地域福祉課、健康課と連携する体制を構築します。	地域福祉課 健康課 消防課	体制の構築

【取組】外部機関との庁内連携体制の強化

◎外部機関との連携関係を強化し、支援体制の強化を図ります。

区分	事業名【重点分野】	取組内容	実施主体	行動目標
追加	重層的支援体制整備事業	外部機関と庁内部署で断らない相談窓口を実施します。また、複合的なケースについて支援できる体制の整備を図ります。	地域福祉課 高齢福祉課 健康課 子育て支援課 親子交流館	継続実施
強化	高校との連携体制の強化【子ども】	市内の高校生が通う高校とのリスクのある学生の情報共有や協力体制の構築を図ります。	子育て支援課 生涯学習課	市外の高校との連携関係を増やす
強化	ひきこもり支援連携体制の構築	愛知県精神保健福祉センターの多職種専門チームと連携し、事例検討できる体制を構築します。	地域福祉課 生涯学習課	体制の構築
新規		NPO法人等と連携してひきこもりに取り組む体制を構築します。	地域福祉課 生涯学習課	体制の構築

新規	社会福祉協議会との連携強化【困窮】	困窮支援を中心に田原市社会福祉協議会と庁内部署との連携強化を図ります。	地域福祉課	実施
新規	外国人相談機関との連携強化	外国人相談機関であるたはら国際交流協会と庁内部署との連携強化を図ります。	広報秘書課	実施
新規	ハイリスク地自殺防止事業検討に向けた連携体制の構築	市外からの自殺企図者の年次動向や直近の傾向を把握し、対策が必要な状況であれば、警察署との情報共有など連携体制を構築する。	地域福祉課 観光課	実施

② 気づき、支援へつながられる人材の育成

【取組】支援へつながられる人材育成

◎悩んでいる人に気づき、傾聴し、必要な支援へつながられる人材の育成を図ります。

区分	事業名【重点分野】	取組内容	実施主体	行動目標
	ゲートキーパー養成研修	悩みに気づき、支援へ必要な支援機関等へつなげるための知識や方法を学ぶ研修を実施します。【市職員、教員、民生・児童委員、各種外部団体の構成員】	地域福祉課 健康課	年1回実施
追加	ユースアドバイザー講習会【子ども】	悩める子ども・若者を理解し、寄り添って支援していくことができる人材を育成します。	生涯学習課	年1回実施
新規	教員の児童からのSOS受け止め方研修【子ども】	児童が発しているSOSを受け止め、必要な支援等へ進めていく方法を学ぶ研修を実施します。	学校教育課	年1回実施
強化	自死遺族支援人材の育成【困窮】【子ども】	自死遺族への適切な対応方法の習得や必要な支援へのつなぎ、支援団体の紹介などを行える職員を育成します。	地域福祉課 健康課 子育て支援課 親子交流館	愛知県等の専門研修の受講 1名

③ 正しい知識の普及啓発と相談機関等の周知

【取組】相談窓口等の周知

◎各相談機関へ市民が相談できるように周知をします。

区分	事業名【重点分野】	取組内容	実施主体	行動目標
	悩みごと相談窓口一覧の周知	悩みごと相談窓口を一覧にして周知します。(HP、広報たはら、公共施設)	地域福祉課	継続実施 年2回実施
追加	自死遺族向けの相談窓口等の周知	自死遺族の方向けの傾聴電話や相談窓口、自死遺族の集い等を周知します。(HP)	地域福祉課	継続実施
追加		自死遺族の方向けの傾聴電話や相談窓口、自死遺族の集い等を周知します。(相談時)	地域福祉課 健康課 子育て支援課 親子交流館	継続実施

	各種相談窓口の周知	こころの健康相談窓口を周知します。 (HP、広報たはら、健康カレンダー掲載、啓発品配布)	健康課	継続実施 年1回実施
		家庭相談、DV相談、ひとり親家庭相談窓口を周知します。(HP、広報たはら)	子育て支援課	継続実施 年1回実施
		障害者総合相談センターを周知します。 (HP、広報たはら)	地域福祉課	継続実施 年1回実施
		子ども・若者総合相談窓口を周知します。 (HP、広報たはら、パンフ配布)	生涯学習課	継続実施 年1回実施
追加		LGBTQ+相談窓口を周知します。 (HP)	企画課	継続実施
追加		外国人相談窓口を周知します。(HP、 広報たはら、多言語情報紙)	広報秘書課	継続実施
	子どもの相談窓口の周知【子ども】	妊娠・出産・子育て総合相談窓口を周知 します。(HP、広報たはら)	親子交流館	継続実施 年1回実施
追加		児童に対する相談先を周知します。(H P、チラシ配布)	学校教育課	継続実施 年1回実施
強化	高齢者相談窓口の周知【高齢者】	高齢者支援センターを周知します。(H P、広報たはら、講座、市民館等へのポ スター掲示)	高齢福祉課	継続実施
強化	労働相談窓口の周知【勤務】	愛知県の各労働相談窓口等を周知しま す。(HP、広報たはら)	商工課	継続実施 年1回実施

【取組】正しい知識の普及啓発

◎自殺に関する正しい知識等の啓発を行います。

区分	事業名【重点分野】	取組内容	実施主体	行動目標
	自殺に関する正しい知識の啓発	HPや広報たはら等で自殺に関する正しい知識を掲載し啓発します。	地域福祉課	年2回実施 HPは常時
追加	相談することの啓発	自殺予防週間や自殺対策強化月間に、相談についての啓発を実施します。	地域福祉課	年2回実施
	図書館啓発ブース	自殺予防週間と自殺対策強化月間に、自殺やうつ病、自死遺族等に関する書籍を集めたブースを各図書館に設置します。	地域福祉課 図書館	年2回実施
追加	自死遺族向け情報提供	自死遺族向けの情報をおくやみハンドブックに掲載して遺族へ周知します。	地域福祉課 市民課	遺族全員へ配布
追加		自死遺族の方へ、知識や対応方法、自死遺族の会、関連書籍、イベントなどについて、市のHPへ掲載します。	地域福祉課	継続実施

④ 悩みごとを軽減できる支援

【取組】相談支援体制の充実

◎相談体制を充実させ、困りごとの解消や不安の低減を図ります。

区分	事業名【重点分野】	取組内容	実施主体	行動目標
	心配ごと相談	弁護士などの専門家による相談を田原市社会福祉協議会へ委託して定期的を実施します。	地域福祉課 田原市社会福祉協議会	継続実施
	生活困窮自立支援相談【困窮】	生活困窮者に対する必要な支援の実施を含めた相談を田原市社会福祉協議会へ委託して実施します。	地域福祉課 田原市社会福祉協議会	継続実施
	こころの健康相談【勤務】	こころの悩みを抱えた市民に対し、健康相談を実施し相談に応じます。	健康課	継続実施
	障害者総合相談	障害者およびその家族に対する相談を障害者総合相談センターへ委託して実施します。	地域福祉課 障害者総合相談センター	継続実施
	家庭相談支援【子ども】	相談を受けた家庭に直接介入し、真に必要な支援を引き出し支援へつなぎます。	子育て支援課	継続実施
	ひとり親家庭相談【困窮】	ひとり親家庭に対し、児童の養育や就業等の総合的な相談に応じます。	子育て支援課	継続実施
	DV相談	家庭内暴力の相談に応じ、必要な対応や支援につなぎます。	子育て支援課	継続実施
	妊娠・出産・子育て総合相談窓口【子ども】	子育て世代の親や未成年の市民からの相談に応じ、必要な支援へつなぎます。	親子交流館	継続実施
	子ども・若者総合相談	おおよそ40歳未満の子どもや若者と、その家族の方を対象に、相談窓口やアウトリーチ支援員による家庭訪問を通じて、さまざまな悩みの相談に応じます。	生涯学習課	継続実施
	スクールカウンセラーによる相談【子ども】	児童からの学校生活やこころの健康の相談に応じ、必要な支援へつなぎます。	学校教育課	継続実施
	消費生活相談	商品やサービスに関する苦情、契約トラブル、架空請求などの消費者問題についての相談に応じ、適切な窓口につなぎます。	商工課 東三河消費生活田原相談室	継続実施
追加	外国人相談	外国人からの相談をたはら国際交流協会へ委託して実施し、必要な支援の実施や適切な窓口へつなぎます。	広報秘書課 たはら国際交流協会	継続実施
追加	園児の保護者相談	園児や保護者自身の相談に応じます。	子育て支援課 保育園	継続実施

【取組】リスク要因のある人への支援

◎自殺リスクの要因に対する支援を実施し、リスクの軽減を図ります。

区分	事業名【重点分野】	取組内容	実施主体	行動目標
	住宅確保給付金【困窮】	田原市社会福祉協議会へ委託し、住居喪失者又はその恐れのある方に対し、家賃相当分の給付金を支給します。	地域福祉課 田原市社会福祉協議会	継続実施
	生活困窮者就労準備支援【困窮】	田原市社会福祉協議会へ委託し、直ちに就職が困難な困窮者に対し、就労に向けた能力向上の支援や就労機会の提供を実施します。	地域福祉課 田原市社会福祉協議会	継続実施
	家計改善支援【困窮】	田原市社会福祉協議会へ委託し、生活困窮者に対し、家計の再生に向けた家計管理を支援します。	地域福祉課 田原市社会福祉協議会	継続実施
	生活ささえあいネット	田原市社会福祉協議会へ委託し、日常生活に支援の必要な人を地域で支え合える、地域通貨制度を実施します。	地域福祉課 社会福祉協議会	継続実施
	妊産婦全戸訪問	医療機関等との連携を図りながら、妊産婦の状況把握や支援を行います。	健康課 親子交流館	対象者全員への実施
	訪問型アウトリーチ家庭教育支援	おおよそ40歳未満の子どもや若者のいる支援が必要な家庭に対し、家庭訪問や関係機関への同行を行います。	生涯学習課	継続実施
新規	ハイリスク就労者こころの健康相談連携【勤務】	「うつ病」の自立支援医療を新規申請された方に対し、こころの健康相談の紹介とつなぎを実施します。	地域福祉課	対象者全員への実施
追加強化	ハイリスク高齢者支援【高齢者】	毎年、特定の年齢に対しチェックリストによる調査を実施し、うつ病傾向などのハイリスク者に対して訪問を行うとともに、医療機関など必要な支援へつなぎます。	高齢福祉課	継続実施
追加強化	独居・高齢者のみ世帯の全戸訪問【高齢者】	独居高齢者、高齢者のみ世帯に対する戸別訪問を高齢者支援センターへ委託して実施し、必要な支援へつなぎます。	高齢福祉課 高齢者支援センター	前年度よりも訪問率を高くする
追加	家事支援【子ども】【困窮】	ヤングケアラーの家庭や要支援家庭に対し、ヘルパーによる家事支援を実施します。	子育て支援課	継続実施
追加	ひとり親家庭の経済・就労支援【困窮】	ひとり親家庭に対し、自立のための給付金や就労の支援などを実施します。	子育て支援課	継続実施
追加	中学生アンケート調査【子ども】	中学生によりよい学生生活と友達づくりのためのアンケートを実施し、リスクのある子どもをSSWやSCの面談、支援へつなぎます。	学校教育課	全対象生徒に実施

⑤ 生きることを促進させる取組

【取組】学びの機会や居場所づくり、生きることを促進させる制度など

◎生活に有用な学びとなる機会の提供や居場所づくりなどの環境整備などを行います。

区分	事業名【重点分野】	取組内容	実施主体	行動目標
	学習支援【子ども】【困窮】	田原市社会福祉協議会へ委託し、生活困窮世帯の子どもに対し、学習支援等を実施します。	地域福祉課 田原市社会福祉協議会	継続実施
	精神障害者の居場所づくり	地域活動支援センターを設置し、精神障害者の社会参加を支援します。	地域福祉課	継続実施
	家族介護支援【高齢者】	家族介護者や認知症介護者を対象に、勉強会・交流会を実施します。	高齢福祉課	年24回実施
	育児支援事業【子ども】	発達障害などの育てにくさのある子の親に対し、ペアレントプログラムなどを実施します。	子育て支援課	年1回実施
	夢の実現に向かう子どもを育てる授業【子ども】	中学校の総合的な学習などで、自分の将来を考えられる授業を実施します。	学校教育課	全学級で年1回実施
	命の大切さに関する教育【子ども】	小学校の道徳や保健の授業などで、命の大切さについて学ぶ授業を実施します。	学校教育課	全学級で年1回実施
強化	こころの健康づくり教育【勤務】	学生や団体等に対し、こころの健康づくりに関する訪問講座を実施します。	健康課	年1回実施
強化	中小企業の健康経営促進【勤務】	中小企業を対象に、健康経営やメンタルヘルス対策の推進を実施します。	健康課	年1回実施
強化	SOSの出し方に関する教育の実施【子ども】	毎年、小学6年生を対象に、SOSの出し方について授業を実施します。	地域福祉課 学校教育課	毎年、小学6年生全学級へ実施
強化	地域ネットワーク運営事業【高齢者】	高齢者や地域の中で孤立しがちな人たちの「居場所・生きがい・つながりの場」として、「サロン」を開設します。	地域福祉課 田原市社会福祉協議会	参加人数の増加
強化	高齢者の居場所づくりの強化【高齢者】	老人クラブなどコミュニティ活動への参加を促し、高齢者の地域での居場所と関係作りを促進します。	高齢福祉課	委託事業などの見直し
強化	子ども・若者の居場所づくり【子ども】	ひきこもりや不登校の子ども・若者を対象に居場所を開設し、社会復帰（自立）を支援します。	生涯学習課	居場所の充実化
新規	教育支援ルームの設置【子ども】	教育支援ルームを各中学校区に1箇所設置し、行き場のない子どもの居場所をつくれます。	学校教育課	検討～実施

參考資料

◎用語集

あ行

■あいち自殺対策総合計画

自殺対策基本法及び自殺総合対策大綱を踏まえ、愛知県における自殺対策を総合的かつ効果的に推進するために策定された計画。

■アウトリーチ

支援機関が通常の枠を超えて手を差し伸べ、支援を届ける取組。

■うつ状態

精神的ストレスや身体的ストレスが重なることなど、様々な理由から脳の機能障害が起きている状態。この状態が長く続くと「うつ病」となり、日常生活に支障を来す。

か行

■ゲートキーパー

自殺の危険サインに気づき、声をかけ、傾聴し、適切な支援につなぎ、見守るという役割を担う人で、「いのちの門番」とも位置づけられる。

■健康経営

従業員の健康を重要な経営資源と捉え、積極的に健康増進に取り組む経営スタイル。

■健康たはら 21 計画

市民の健康づくりを総合的に推進するための指針として策定した田原市の計画。

さ行

■自殺死亡率

人口 10 万人あたりの自殺者数。

■自殺総合対策大綱

自殺対策基本法第 12 条に基づき、政府が推進すべき基本的かつ総合的な自殺対策の指針を定めたもの。

■自殺対策基本法

わが国において自殺による死亡者数が高い水準で推移している状況に対処するために、自殺対策に関し、基本理念や国、地方公共団体等の責務等自殺対策の基本となる事柄を定めた法律。

■自殺未遂

首つり・リストカット・大量服薬など様々な手段により実際に自殺を意図して行った行為の結果、生存している場合を自殺未遂という。

■スクールカウンセラー

学校に配置され、児童・生徒の生活上の問題や悩みの相談に応じるとともに、教師や保護者に対して指導、助言を行う専門家。多くは臨床心理士が従事。

■生活ささえあいネット

地域通貨を活用し、身近な地域での市民同士の助け合いの仕組みを定めた田原市の制度。

た行

■地域活動支援センター

障害者総合支援法に基づき、障害がある人を対象に創作的活動・生産活動・社会との交流促進などの機会を提供する支援機関。田原市では精神保健福祉士を配置した「Ⅰ型」を運営。

■DV

Domestic Violence（ドメスティックバイオレンス）の略。配偶者やパートナーなど親密な関係の人から振るわれる暴力のこと。身体的暴力のみならず、精神的暴力、経済的暴力、性的暴力なども含み、一方が力で支配する不平等な関係。

な行

■認知症

なんらかの原因によって脳の細胞が破壊されたために判断力や記憶力が損なわれ、普通の社会生活が送れなくなる状態のこと。

は行

■ハローワーク

公の職業紹介所である公共職業安定所の愛称。

■ひきこもり

様々な要因の結果として社会的参加を回避し、仕事や学校に行けず家にこもり、家族以外とほとんど交流がない人の状況を指す。厚生労働省は、こうした状態が6か月以上続いた場合と定義。

ま行

■民生委員・児童委員

厚生労働大臣から委嘱され、地域における住民からの相談対応や援助を行い、社会福祉の増進に努める人。

■メンタルヘルス

精神面における健康のこと。主に精神的な疲労、ストレス、悩みなどの軽減や緩和とそれへのサポート、メンタルヘルス対策、あるいは精神保健医療のように精神障害の予防と回復を目的とした場面で使われる。

や行

■ヤングケアラー

家族の介護その他の日常生活上の世話を過度に行っていると認められる子ども・若者。

■ユースアドバイザー

困難を抱える子ども若者を理解し、寄り添って支援できる者。

ら行

■ライフリンク

特定非営利活動法人自殺対策支援センターライフリンクのこと。自殺対策を行う団体や個人に対し、活動促進のために必要な実態調査や関連情報などを提供している。

第二次田原市自殺対策計画

発行 令和7年3月

編集 田原市福祉部地域福祉課

〒441-3492

田原市田原町南番場 30 番地 1

電 話 0531-23-3697

FAX 0531-23-3545